

## 岩見沢市ホームページ広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市有料広告掲載実施要綱（平成18年9月1日施行）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、岩見沢市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の範囲)

第2条 要綱第4条の基準については、掲載する広告のほか、リンク先のホームページにも適用する。

### (広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページにおいて、岩見沢市が指定する位置とする。

### (広告の枠数、規格及び制限)

第4条 掲載する広告はバナー広告とし、広告の枠数、規格及び制限については岩見沢市が指定するものとする。

2 バナー広告は、岩見沢市が指定する規格、制限に基づき広告主が作成する。

### (広告内容等の変更)

第5条 リンク先のホームページについて大幅な変更を行う場合は、変更の1週間前まで申し出るものとする。

2 変更後のホームページの内容が要綱第4条の基準を満たさない場合は、市は広告主に対してリンク先のホームページの変更を求めることができる。

### (広告掲載の取消)

第6条 前条の規定による変更を広告主が行わない場合は、市は広告の掲載を中止することができる。

2 前項により市が広告の掲載を中止した場合は、広告掲載料は返還しない。

### (広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1ヶ月単位で最長1年とする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告期間内の障害の発生について)

第8条 広告掲載期間内に、市のサーバ等のメンテナンス以外の理由で24時間以上ホームページを閉鎖したときは、要綱第12条により市は速やかに広告主に報告する。

2 前項によるホームページを閉鎖した場合は、要綱第13条により代替措置を取る。

3 前項による代替措置が取ることができない場合は、要綱第11条により広告掲載料の返還を行う。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、掲載された広告や広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告に関連して、第3者から、損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(その他)

この要領に定めるもののほか、ホームページの広告の掲載に関し、必要な事項は総務部長が定める。

附則

この要領は、平成19年9月3日から施行する。

附則

この要領は、平成22年8月17日から施行する。

## 有料広告募集要項

### 1 広告媒体

岩見沢市ホームページのトップページ。

(<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>)

月間アクセス数 約12万件

※このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

### 2 広告の位置及び枠数

トップページで市の指定する位置。

原則1申込者あたり1枠。

### 3 広告の掲載料、規格及び制限

#### (1) 掲載料

期間	金額 (税込)
1ヶ月	11,000円
6ヶ月	60,500円
1年	115,500円

※ただし、上記金額は掲載料納入日より適用します。

#### (2) 規格及び制限

広告の規格及び制限は岩見沢市ホームページ広告取扱要領による。

#### (3) その他

ア 画像は申込者の負担で作成してください。(完全データ入稿)

イ 広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

### 4 掲載を行えないもの

「岩見沢市有料広告掲載等実施要綱」第4条(広告の掲載等の基準)を参照。

### 5 お申込み方法

#### (1) 提出書類

ア 岩見沢市有料広告掲載申込書(様式第1号)

イ 広告の内容・規格等に係る資料

(ウ 申込者が市外の者であるときは、市税の納税証明書)

#### (2) 募集期間

随時、受付します。ただし、原則として申し込みは掲載希望月の前月5日までに

お申し込みください。広告を掲載する期間は月単位です。

(3) 申込先・問合せ先

岩見沢市役所総務部秘書課広報係

所在地 〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所内

電話 (0126) 35-4793 (直通)

FAX (0126) 23-7731

e-mail **pryomo@i-hamanasu.jp**

6 申し込みから掲載までの流れ

- (1) 岩見沢市有料広告掲載申込書（様式第1号）をダウンロードして、必要事項を記入のうえ岩見沢市総務部秘書課広報係まで提出してください。
- (2) 岩見沢市から、岩見沢市有料広告掲載申込結果通知書（様式第2号）が届きます。
- (3) 広告掲載が決定しましたら、申込結果通知書に記載されている期限までに、広告掲載料を納め、バナー広告のデータ（掲載の1週間前まで）を提出してください。

7 その他

別紙「岩見沢市有料広告掲載実施要綱」及び「岩見沢市ホームページ広告取扱要領」並びにこの要項が、広告掲載の手続き、権利義務等に関し、申込者及び岩見沢市が遵守すべき約款となります。お申し込みをもって、その内容にご同意いただいたものとみなされますので、熟読されますようお願いいたします。